

平成13年11月29日(木)

於・東条インペリアルパレス

# 水産政策審議会 第4回資源管理分科会議事録

水産庁

## 水産政策審議会・第4回資源管理分科会

### 1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年11月29日 午後1時30分

閉会 平成13年11月29日 午後3時00分

### 2. 出席した委員の氏名

委員	石黒勝三郎	伊藤裕康	植村正治	岡田和子
	小野征一郎	佐藤稔	島秀典	寿崎洋一
	中田邦彦	中村晃次	西正三	西橋久美子
	二村雄三	藤本昭夫	増田常男	三鬼楠好
	矢野等子	山内皓平	吉岡修一	吉

武雅子

3 . 水産庁側出席者

川口増殖推進部長 今井企画課長 中尾管理課長

大石沿岸沖合課長 岡本遠洋課長 末永漁場資源課長

井貫栽培養殖課長 中山海洋技術室長 小關魚類防疫室長

4 . 諮問事項

諮問第10号 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令並びに指定漁業

の許可及び取締り等に関する省令及び承認漁業等の取締り

に関する省令の一部改正について

諮問第11号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正について

諮問第12号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起

業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業

の認可を申請すべき期間に係る公示並びに当該公示に係る

許可又は起業の認可の基準について

5 . 協議事項

栽培漁業にかかる費用負担のあり方について～中間とり  
まとめ（案）～

- 6 . 報告事項  
漁船の推進機関の馬力数の見直しについて
- 7 . 議 事  
別紙のとおり
- 8 . 議決の数  
出席者全員賛成
- 9 . 答 申  
別紙のとおり

目 次

一、開 会 . . . . .  
. . . 1 頁

一、諮問事項  
諮問第 1 0 号 漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める  
政令  
並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する  
る  
省令及び承認漁業等の取締りに関する省令

の

一部改正について・・・・・・・・・・

・・・ 1

諮問第 1 1 号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正  
に

ついて・・・・・・・・・・

・・・ 3

諮問第 1 2 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型  
捕鯨

業の許可又は起業の認可をする船舶の総ト

ン

数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請

す

べき期間に係る公示並びに当該公示に係る

許

可又は起業の認可の基準について・・・

・・・ 3

## 一、協議事項

栽培漁業にかかる費用負担のあり方について

～中間とりまとめ(案)～・・・・・・・・・・

・・・ 5

## 一、報告事項

漁船の推進機関の馬力数の見直しについて・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・ 19

一、その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・ 20

一、閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・ 22

## 開 会

小野分科会長 定刻になりましたので、ただいまから第4回  
資源管理分科会を開会したいと思います。

本日の分科会は委員定数25名中18名の出席で、適法に成  
立しております。

諮問第10号 漁業法第52条第1項の指定漁業を  
定める政令並びに指定  
漁業の許可及び取締り等に関する省  
令及び承認漁業等の取  
締りに関する省令の一部改正につい  
て

小野分科会長 それでは本日の議事に入りたいと思います。  
本日は諮問事項が3件、協議事項が1件、それから報告事項

が1件ございます。大体3時半には次の委員会が予定されているのでありますので、できればそれぐらいに終わりたいと思っております。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって水産政策審議会全体の議決となりますので、申し上げておきます。

それでは諮問第10号「漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び承認漁業等の取締りに関する省令の一部改正について」。この諮問第10号について、御説明をお願いいたします。

今井企画課長 企画課長でございます。

それでは資料2をごらんいただきたいと思っております。諮問案件でございますので、まず諮問文を朗読させていただきます。

漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令並びに指定漁業の許可及び取締り等に

関する省令及び承認漁業等の取締りに関する省令の一部改正について（諮問第10号）

別紙のとおり、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条第1項及び第3項の規定に基づき、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）の一部改正を立案するとともに、これに伴い、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び承認漁業等の取締りに関する省令

(平成6年農林水産省令第54号)の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法第52条第4項の規定並びに同法第65条第5項及び水産資源保護法第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

この諮問の内容につきましては、次のページの説明のペーパーをごらんいただきたいと思います。冒頭の米じるしのところにも記述してございますけれども、この改正内容につきましては、前回11月6日に開催されました資源管理分科会において御協議申し上げ、御了解いただいたものと同内容のものでございます。

そのポイントは、資料の1の共通事項のところに整理してありますとおり、第1点は に書いてございますけれども、大臣管理漁業の再編ということございまして、指定漁業の要件を満たすものは指定漁業として管理する一方、実態の失われたものについては制度上の整理を行うということございまして、その全体像は次の次のページの別紙の参考資料にまとめてあるとおりでございます。

ポイントの第2点目は に書いてございますとおり、経緯度表示についての日本測地系から世界測地系への移行ということでございます。

今回の諮問は、先ほど長々した諮問文を読ませていただきましたけれども、要は政令1件、省令2件の改正についてでございます。そのうち、政令の改正の内容につきましては資料の2 . にまとめてございますとおり、1点は指定漁業の業種の追加、2点目は実態の失われた指定漁業の業種の除外を内容とするも

のでございまして、先ほど参考資料で見ていただいたものを、具体的に条文上整理するというところでございます。

次のページになりますけれども、3. では省令2件、指定省令及び承認省令の改正の内容についてまとめてございます。指定漁業についての操業の制限ですとか禁止等の措置は指定省令で、承認漁業等についての制限または禁止等の措置は承認省令で定められておりますけれども、今回の大臣管理漁業の見直しに伴いまして、例えばこれまで承認漁業として営まれていたものが指定漁業化されることに伴いまして、承認省令に置かれていた規定を指定省令の方に移行をするといった技術的な改正を行うものでございまして、その具体的な内容は文章のと に整理してあるとおりでございます。

これらの政省令につきまして、本日適当であるとの答申をいただければ、改正に向けた最終作業を行うこととしておりますけれども、施行につきまして資料の4. にありますとおり、測地系の関係法令とあわせて、明年4月1日を予定しております。

なお、大臣管理漁業の見直しに伴いまして、一斉更新は来年8月1日となりますので、例えば4月1日の時点ですと、今まで承認漁業であったものが指定漁業に切りかわることになるわけですけれども、そういった法令の根拠の移動に伴って、現実の操業に係る法令関係に支障が生じないように、所要の経過規定を置くことにしております。

本日の諮問に添付してある資料ですけれども、改正条文は政令1件、省令2件ということで、本来でありますと非常に大部のものになるわけですが、内容的にはただいま説明いたしましたように、非常に単純、技術的なものでありますので、よりわかりやすいように新旧対照の形のものを添付させていただきま



したので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。

今の説明にもありましたように、11月6日の資源管理分科会において協議したものを、諮問事項として整理したということだと思います。

特にございませんか。原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。

それではそのように決定いたします。

諮問第11号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正について

小野分科会長 それでは、諮問第11号「海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正について」、御説明をお願いいたします。

大石沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

諮問第11号の諮問文を朗読させていただきます。

海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正について（諮問第11号）

別紙のとおり、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

(平成13年法律第53号)の施行に伴い、及び海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第12条第1項の規定に基づき、海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正したいので、海洋水産資源開発促進法第12条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

これは先ほどの諮問第10号でも説明がありましたように、測量法及び水路業務法が改正されて、経緯度の表示が変わってくることに伴う改正でございます。

資料3の1ページに説明がございます。

資料3の2ページに指定海域概要図が出ております。これで説明させていただきたいと思っております。

海洋水産資源開発促進法に基づきまして、ここがございますような海域が指定海域ということで指定されております。この指定海域につきましては、漁場として重要であるということから、漁場の価値をおとしめるような海底を掘削するとか、あるいは工作物を設置するとかの行為について、届け出をしなければならぬ海域でございます。

それが測量法等の変更によりまして、従来と同様の海域を指定したいということで、緯度、経度の読みかえをするという内容でございます。

以上です。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問ございませんか。

これは日本測地系から世界測地系に変えるということですので、そういう技術的な問題です。

特に御意見がなければ原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それではそのように決定いたします。

諮問第12号 漁業法第58条第1項の規定に基づ  
く小型捕鯨業の許可又  
は起業の許可をする船舶の総トン数  
別の隻数及び許可又は  
起業の許可を申請すべき期間に係る  
公示並びに当該公示に  
係る許可又は起業の認可の基準につ  
いて

小野分科会長 諮問第12号、「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示並びに当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について」。小型捕鯨業についての起業の認可のことです。

それでは御説明をお願いします。

岡本遠洋課長 遠洋課長でございます。

お手元の資料4の次に諮問文がついておりますので、まず諮問文を朗読させていただきます。

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の許可  
又は起業の認可をする船  
舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべ

き期間に係る公示並びに

当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について（諮問第12号）

小型捕鯨業につき、別紙1の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成15年3月31日までと定め、併せて別紙2の案により、この公示に係る許可又は起業の認可の基準を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項、第58条の2第6項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問の内容でございますが、2ページを見ていただきたいと思えます。まずここに書いてございますように、小型捕鯨業の許可の有効期間は平成14年3月31日に満了することになっておりますので、引き続き許可を継続したいということでございます。

それに伴いまして、そのための別紙1の公示案のとおり、「当該漁業の許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、別紙2の案のとおり、当該公示に係る許可又は起業の認可の基準を定めたい」ということでございます。

現在9隻の実績船の許可または起業の認可をしておりますが、これは毎年恒常化しておりますので、現行のものと同一内容を踏襲し、隻数で9隻の公示を予定しているところでございます。

3 ページに公示案が書いてございますが、ここに具体的に書いておりますのは、4 ページでは許認可の申請期間を答申をいただきました場合に、公示の上平成14年3月24日までに定めたいと思っております。

そして備考のところに書いてございますのは、これは許認可の有効期間を1年と定めたいということでございます。

また備考2につきましては、各種の鯨の種類に伴う制限または条件を定めたいということでございます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。別紙2でございますが、これは許可の優先順位の問題でございます。公示隻数の9隻の隻数に対し、実績船の申請が満たない場合はその満たない部分に対して、許認可を受けているものが代船をもって申請をした場合には第1順位とし、第2順位はその他のものと定めております。

7 ページ、8 ページにつきましては、現在までの小型捕鯨業の操業実績について資料として添付してございます。8 ページをごらんいただきたいと思いますが、平成13年の許認可隻数は9隻、ミンククジラにつきましては、御承知のとおりIWCの商業捕鯨のモラトリウムがございますので、捕獲枠を定めておりません。

それ以外のツチ鯨、ごんどう鯨、その他の鯨というところで、ここのその他ははなごんどう鯨を一応枠を定めておりまして、それぞれの捕獲頭数を定め、操業を認めているということでございます。これが最近までの現状でございます。

以上、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございませんか。

ほぼ前年までの方針を踏襲したものだと思いますが、特に御意見ございませんか。原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それではそのように決定いたします。

栽培漁業にかかる費用負担のあり方について～中間とりまとめ（案）～

小野分科会長 次に、協議事項に入らせていただきます。

「栽培漁業にかかる費用負担のあり方について」、御説明をお願いいたします。

井貫栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

「栽培漁業にかかる費用負担のあり方について」、資料5で、中間とりまとめ（案）という形になってございます。

前々回の9月中旬の資源管理分科会で報告事項ということで、栽培漁業にかかる検討につきまして、こういう検討をしておりますという御紹介をいたしました。その後、あり方検討会の中で中間とりまとめ（案）ということで最終決定したものを、今回御協議させていただくわけでございます。

目次を見ていただきたいんですが、前回と変わっておりますといたしますか、追加した部分につきましては、1ページにあります、「栽培漁業にかかる費用負担のあり方についての中間とりまとめに当たって」ということで、座長であります北田委員の文章がつけ加わっております。

それから、1と2につきましては前々回御説明したものを、

若干の修正をつけ加えているものであります。

それから3と4が今回新たにつけ加わっておりまして、費用負担のあり方の検討、それから当面の費用負担のあり方についての提言ということで取りまとめてございます。

それでは内容につきまして、1、2につきましてはずっと簡単に説明させていただきますが、3、4につきましてお時間を少しいただきたいと思っております。

では1ページから。栽培漁業にかかる費用負担のあり方についての中間とりまとめに当たってということで、座長の名前でございまして、現在のいろんな水産をめぐる状況を一段目で整理してございます。

その次の段として、水産庁の方で平成11年に水産基本政策大綱・水産基本政策改革プログラムを策定して、ことしの6月に水産基本法が制定されたといった中で、水産動植物の増養殖の推進がこれら水産物の安定供給の確保、それから水産業の健全な発展を達成するための方策として位置づけられております。この中で具体的な施策として、水産動物の種苗を人為的に生産・育成し、自然海域へ放流することで資源の加入量をふやそうとする「栽培漁業」が、水産資源の維持・増大を図る上での積極的施策として、一層重要な役割を果たすことが期待されています、ということで状況説明をしてございます。

そんな中で、現在生きております栽培漁業の基本方針の中身として、「責任ある栽培漁業」の推進に努めるとなっていることが紹介されております。

その次に、このような転換期に、栽培漁業の抱えている問題点を検討し、責任ある栽培漁業の実施方策を考える「栽培漁業のあり方検討会」が7月に設置されましたということで御紹介

があります。中の課題としまして、栽培漁業の機能と役割、種苗放流の必要性の判断、資源管理との関係、事業の実施主体と管理主体、費用負担のあり方等、さまざまな問題を検討することとなっております。

今回の中間とりまとめにつきましては、費用負担の問題ということでまとめてございます。これにつきましては、全体の機能と役割とか実施主体等の検討をした後に費用負担をどうするかというのが本来の順序でございますが、実は先ほど記述されております大綱プログラムにおきまして、「種苗放流等の費用負担のあり方については平成13年度中に結論を得る」という課題がございます。この要請に対応する形で、先立って費用負担のあり方について検討したということで御紹介されてございます。

費用負担につきましては、いろんな栽培漁業の実施システム、それからそういったものと連動させて議論というのが望ましいんですが、現在この検討会におきましての中間とりまとめというのは、現在あります栽培漁業の実施主体なり管理主体を前提として検討を行ったということで御説明をされております。

以下、内容を御説明させていただきます。

3ページからは前回の説明と相当ダブリますので、はしょって説明させていただきます。

まず、栽培漁業の発展経緯と現状です。栽培漁業とはということで、栽培漁業の意義を整理してございます。

続きまして、栽培漁業の推進体制と歴史ということで、国が基礎的な技術開発、都道府県が応用的な技術開発と量産・放流、それからその成果を漁業者へ定着するという形での展開が図られているという状況。



それから歴史といたしまして、瀬戸内海時代、それから都道府県におきますセンターの整備等、それから全国展開ということで、日本栽培漁業協会という形で16カ所の国営センターで技術開発をして、54カ所の都道府県の栽培センターで応用技術開発と種苗の量産・放流が行われているという内容でございます。

それから関係法律等の整備ということで、「沿岸漁場整備開発法」の中で、国が基本方針を定め、県が基本計画を定めて実施しておりますという現状。

それから、特定水産動物育成事業ということで、将来的に漁協なり漁連が主体となって放流をし、一方で会員外の参入に対しまして、利用料として徴収できるといった規定があつて、補助事業として動いてはありましたが、現在では動かないといった実情があるということでございます。

それから、放流効果実証事業と指定法人ということで、各県におきまして指定法人を定めまして、その指定法人が「放流効果実証事業」をするといったことをやっているという現状でございます。

それから1の(4)が種苗生産・放流量と栽培漁業の事例ということで、85種類の種苗生産をして、82種類の種苗放流をやっている。ただし、1,000万尾を超える種苗の生産については12種であるということで、資料1に総括表がつけ加えられております。

ただ、こういったたくさんの放流をしておりますけれども、対象とする資源状態の把握自体も十分と言えないこともございまして、放流の効果が明確になっているものが必ずしも多くないということで、比較的効果が明らかになっている3種の事例

ということで、5ページにホタテガイ、マダイ、ヒラメの例について御紹介をさせていただきまして、それについての詳しい資料は後ほどの資料 から4につけ加えさせていただいております。

(5)といたしまして、放流におきます費用負担の現状ということで、6ページに国、都道府県、市町村、漁業団体・漁業者、遊漁関係者それぞれがどういったことをしているか。そのうちの直接的な放流に要する費用の分担ということで、その表に書いてありますような分担で現状やっておるということをお紹介しております。

その後、放流費用の一部を漁業者なり遊漁者から直接求める方法ということで、ヒラメ、マダイ等で水揚げ金額の一定割合を拠出して、放流等の経費に充てる負担金方式が8県で導入されておりますし、そのほかにも負担金方式以外の形での導入が費用負担をさせていただいているということがあります。

そういった例につきまして、資料5でまとめてございますが、特に神奈川県におきましては、平成13年度よりマダイの釣りを行います遊漁者から、マダイ放流事業に充てるためということで、1人1回200円という協力金を徴収しているという実態がございます。

続きまして、他の施策等との関連ということで、資源管理との連携です。栽培漁業は資源管理と密接に連携しながらやっていく必要があるということで、TAC制度なりTAE制度等、そういった公的な資源管理によります資源の維持と回復と同時に、自主的な漁業者の資源管理の取り組みを一層促進していくといった点で、栽培漁業を同時展開するということが、資源管理に対する漁業者の合意形成なり、積極的な取り組みを促進し

ているということを述べてございます。

それから遊漁者との関係ということで、最近になりまして遊漁の採捕が無視できない量に及んでおりまして、一部水域では遊漁者による捕獲が漁業者による捕獲量を上回る事例もあるといったことで、遊漁関係者を栽培漁業の受益者に含むべきという考え方が増えつつあるということを御説明してございます。

そういった中で、一部の釣り団体では種苗の放流もやっておりますし、また先ほど神奈川県のように、放流事業に充てるための協力金を徴収する仕組みがあるといったことを整理してございます。

続きまして8ページから、栽培漁業の課題です。種苗放流数量とサイズにつきましては、数量も総じて不足。サイズにつきましても、適正サイズよりも小型のサイズで放流が行われている事例が見られるということでございます。

それから2の(2)の疾病につきましては、最近いろんな疾病の発生が増加しているということで、場合によっては重大な被害を及ぼすこともございます。特に放流魚から天然魚へ疾病の伝播ということは絶対にあってはならないということで、種苗生産現場におきます疾病の防除が重要な課題ということで指摘してございます。

それから(3)が生態系、遺伝的多様性への影響ということで、そういった生態系への影響をいかに少なくするか、遺伝的多様性についてもいかに少なくするかといった課題があることを示してございます。

(4)が放流効果の実証ということで、いろんな標識等をやっておりますけれども、確実に容易な標識手法が確立されていないということもございまして、モニタリングにつきまして

は経費、人手等の制約があるということで、今後継続的なモニタリング体制の整備も課題であるということでございます。

それから（５）が、天然資源も含めた包括的な資源管理の観点に立った種苗放流の計画ということで、最近一括的な資源管理、天然魚、放流魚を包括的に資源管理をするという必要性が認識されてきておりますが、そういったことのためにも、放流や種苗の安定した確保のための体制の整備、それから資源の特性なり現状・動向を踏まえながら計画的な放流を行うといった形で、天然魚も含めて一体的に管理する包括的資源管理を実施することが必要不可欠ということで指摘してございます。

それから（６）が費用負担の関係でございますけれども、現在の種苗の生産・放流につきましては、非常に多大な費用がかかるという現状がございます。こういった費用を継続的に調達することが、栽培漁業の持続的展開にとって不可欠ということでございます。

先ほど示しました「特動事業」につきましては、現在実際の運用がなされない状況ということで、現在特動事業は実施されていないということを示しております。

また一方で、移動範囲が広い魚種につきましては、こういった特動事業ではそもそも対応できないということで、實際上種苗生産放流に要します必要な費用を徴収する有効な制度は、現状ではないということを整理してございます。

それで、費用負担のあり方について明らかにすることが、非常に今求められているという整理をしてございます。

続きまして10ページ以降が、前回御説明できなかった検討中のものがございます。3、費用負担のあり方の検討ということで、若干読みながら御説明させていただきます。

水産資源が総じて減少傾向。その中で種苗放流が行われておりますマダイ、ヒラメ等の一部の魚種なり、一部の海域についてその効果が見られておりますけれども、栽培漁業につきましては、資源の維持・管理の方策として非常に期待されている。また、水産基本法におきましても、水産物安定供給の確保に関する施策として位置づけられておるということで、栽培漁業によって国民全体が受益するものだととらえるべきであると整理してございます。

これまで、栽培漁業によります資源の増大なり漁獲量の増加といった点にのみ焦点が当てられまして、議論してきたわけでございますけれども、そういった種苗放流を通じました資源管理意識の醸成、それから魚介類の幼稚仔の保護など、そういった国民の海洋や水産に対する理解の促進の面からも、栽培漁業が効果的な施策であるということもありますので、栽培漁業が極めて公益性が高いものだと考えられると整理してございます。

一方で、放流魚を採捕する者を見ますと、採捕量によって受益の程度に差があることが事実でありますし、費用負担に当たりましては、公益的側面から見た広い範囲での費用負担、それから特定の受益者からの費用負担を整理して考える必要がある。また、遊漁人口の増大に伴い、資源管理に及ぼす影響が無視できなくなってきております。

そういったことで、栽培漁業の費用につきましても、天然魚も含めた包括的な資源管理といった考え方のもとで、これまで進められてきました漁業者を念頭に置いた受益者負担だけではなくて、国民全体の利益の観点から、より広範囲な費用負担のあり方を検討する必要があるということでございます。

この検討会の中間とりまとめにおきましては、現在の栽培漁

業の実施主体、それから現在の管理主体を前提といたしまして、直接的な受益者であります漁業者、遊漁者を対象として、広く費用負担を求める方法ということで、幅広い観点から検討を行っております。

方法1といたしまして、現在内水面では第5種共同漁業権ということで、免許を受けました漁業協同組合が、対象となっております魚種を増殖するという義務が課せられておりますが、その一方で、知事の認めました遊漁規則に基づきまして、漁業協同組合等が遊漁者から遊漁料を徴収するという制度がございます。そういう第5種共同漁業権を海でも適用できないかというのが、一つの方法だということでございます。

この点につきましての問題点ということで、3点整理してございます。まず、共同漁業の免許を受けられる者というのは、漁業法上適格性が決まっております、漁業協同組合もしくは漁業協同組合連合会に限定されているわけではありますが、現在、海面で行っております栽培漁業の実施主体の多くは都道府県そのもの、もしくは都道府県の委託なりを受けました栽培漁業協会等がやっているということで、漁業権者と実際の現在の放流主体とは一致しないといった点が、問題点の一つでございます。

それから2つ目の問題点といたしまして、多くの魚種につきましては放流魚の行動範囲が広く、共同漁業権といったものを設定できる範囲を超える可能性が非常に高いといえますが、実際上はほとんどが超えてしまう。そういったことで、この方式につきましてはすべての海域というよりも、そういった行動範囲が余り広くないもの、もしくはある程度移動しないような海域といった、移動が少ない魚種、もしくは閉鎖性の海域等でのみ実施できるといった、限定的なものとしてしか考えられない

ということが第2点目でございます。

それから第3点目といたしまして、遊漁料の徴収が第5種共同漁業権でありますと漁協等が行うことになるわけですが、海面の場合、内水面と比べまして範囲が非常に広いということで、遊漁料の徴収に必要な手間とコストが膨大になる。特に、プレジャーボートの場合等はほとんど費用徴収が困難といった、費用徴収の面での問題がある。

以上3点、問題点を整理してございます。

方法2といたしまして、ライセンス制の導入ということです。我が国では整理上、水産資源は無主物といった取り扱いがされてございます。アメリカやカナダ等では同じく無主物的な取り扱いでございますけれども、国民全体なり地域の財産ということで、個人が採捕して所有するためには、州政府に料金を支払ってライセンスを受けるといった形での遊漁が行われております。だからそういった、不特定多数の者の乱獲から資源を保護する方法ということで考えられております。

我が国におきましても、そういった魚の所有権の問題ではなくて、国民全体の財産である、資源全体を維持・管理するために必要な経費として、公共物の管理費用的な考えを導入するといったことができますれば、費用徴収が可能になるんじゃないかという考え方もございます。

魚種を特に栽培漁業対象種に限定せずに、すべての魚種に対するライセンスを発行するという形で、その一部を栽培漁業の費用に充当する方式。それから逆に、栽培漁業対象種だけに対するライセンスを発行する方式。こうした発行方式も2種類考えられるわけですが、こういったライセンスが事前に発行されれば、費用徴収等のコストは低く抑えることが可能と

ということも考えられます。

問題点といたしまして、5つ整理されてございます。1つは、そういったライセンス制の導入につきましては、国民全体に対しまして水産資源の管理の必要性、それから栽培漁業の目的と意義をもっとPRをして、理解と同意を求める必要があります。この辺がいまだ不十分な点があるということでございます。

それから2番目といたしまして、導入に関しまして既存の漁業管理システム、許可制なりTAC制等との整合性、それから新たな法制度の整備が当然必要になってくる。

それから、ライセンスを発行する主体は多分公的な機関にかなり得ないと考えられるわけですが、現在の放流主体とは必ずしも一致しない場合が多いだろうということが3つ目でございます。

それから4つ目が、資源の維持・管理には非常に多大な費用を要するというので、その費用をライセンス料で賄うことになりまして、非常にライセンス料が高くなるということで、そういった資源の維持・管理に必要な費用に見合うライセンス料は設定ができない。非現実的だと考えられるということでございます。

それから5番目が、ライセンスの発行を、2つ目の方式として、特定の魚種に限定することも考えられるわけですが、その場合、ライセンスを取得していない人でも偶発的に混獲するといったことがございますので、そういった問題があるということとでこれもどうかと。

そういった5つの問題点を整理してございます。

方法3が、管理費用の税としての徴収ということで、資源を維持するためには管理が必要である。そのための費用として、



利用者から管理費用を徴収する。想定される管理費用といたしましては、例えば漁場の管理費用、それから資源の管理費用が考えられております。それで栽培漁業にかかる費用を、管理費用の一部を充当するという形でどうかという考え方でございます。

費用徴収の方法といたしましては、例えば漁獲行為に課税を行います資源管理税、もしくは漁場利用に対する課税としての漁場管理税等が想定されまして、地方税といたしましては、法定外目的税として導入するといった方法も考えられるということでございます。

この問題点といたしましては、利用行為に対する対価として徴収する場合、海面の範囲が広いために、これも費用の徴収コストが膨大になる。

それから2番目といたしまして、国民全体に対して理解と同意を得る必要がある。また、新たな税制の導入となりますと一般的には抵抗感がありまして、そういったPRとか理解が深まっていないと、こういった制度についても理解を得にくいという問題がある。

それから3番目といたしまして、徴収の場合の公平かつ確実な費用徴収の確保というのが、非常に大きな課題になることが考えられております。

方法4といたしましては、そういった管理費用ではなくて、いわゆる放流資源の利用に対する税、もしくは課徴金といったことが考えられないかということでございます。種苗放流によりまして増殖効果が明らかな魚種につきまして、採捕を行っております漁業者、遊漁者から種苗放流に必要な経費を、税または課徴金として徴収する方法でございます。

問題点といたしましては、1番目といたしまして、実際の海域では天然魚と放流魚が混在しておりまして、費用徴収をするに当たっての放流、それから採捕といったことの因果関係が明確でないという問題がございます。

それから2番目といたしまして、現在の公益法人等によります放流の枠組みのもとでは、民間の法人が行う事業について受益する者に対して負担を義務づけるということは、理解が得にくいのではないかという問題点があります。

それから3番目といたしまして、漁業者につきましては、漁協等の組織が受益に応じた費用負担というのは可能な部分が多いわけでございますけれども、特にプレジャーボートなど、そういった個人を対象とした場合に、個々の遊漁者から公平かつ確実に費用を徴収するシステムが必要になってきますが、非常に現実的には難しいといった問題点でございます。

方法5として、負担金及び協力金方式があります。負担金もしくは任意の協力金として漁業者及び遊漁者から放流経費を徴収するというところでございます。

組織的な申し合わせ等によりまして、現在でも一部地域では漁業者からの負担金として、対象魚種の水揚げ金額から一定割合を種苗生産経費に充てている事例もございまして、遊漁船業者や遊漁者から協力金を集めている事例があるということでございます。

これに対します問題点といたしましては、まず1番目といたしまして協力金が任意であるということで、金額の変動があり、計画的な財源とすることが難しいのではないかということでございます。

2番目といたしまして、必要な経費を確保するためには、放

流の効果の実証、それから協力に対する意識醸成のための広報活動等を通じまして、関係者の理解を得ることが必要であるということの整理。

以上、1から5までの方法について、問題点等の整理を行ってございます。

13ページの4以降が提言という形で、当面の費用負担のあり方についての提言をまとめてございます。

これまで主に栽培漁業の費用につきましては、国や都道府県、市町村の補助金、それから漁業団体、漁業者からの負担金なり協力金で賄われてきております。今後、継続発展させていくためには、前に述べましたように栽培漁業の枠組みにとらわれずに、国民全体の利益につながるという観点から、幅広い費用負担のあり方を考えていく必要がある。

そのためには、事業の必要性、それから費用負担の根拠の明確化・透明化がより一層求められる。種苗生産のコストダウンを推進すること、それから対象とする資源に応じた放流計画を立案して、むだのない事業を行うといったことも重要な課題であるとしてございます。

この検討会において、直接的な受益者である漁業者と遊漁者を対象とした費用負担について、5つの方法を示したということとでございます。方法1から3につきましては、栽培漁業の費用負担の問題だけではなくて、漁業あるいは資源の管理の枠組み全体の中で考えるべき課題だと認識させるを得ないということとでありまして、引き続き検討する方法ではないかということと整理をしてございます。

方法4に示しました、放流魚の採捕者を受益者といたしまして負担金を徴収する方法につきましては、實際上放流魚と天然

魚を区別することが不可能であるということで、対応が困難と  
いいますか、非現実的であるという整理にさせていただきます。

方法5に示しました協力金方式につきましては、計画的な財  
源として確保しがたいという問題点がありますけども、既に一  
部で実施されておりまして、導入しやすい方法である。しかし  
ながら全国的に見た場合には、広く関係者に費用負担を求める  
ための明確な根拠となり得る、そういったレベルでの放流効果  
の実証なり、意識醸成に必要な広報活動につきましては、まだ  
まだ不十分という現状でございます。こういった状態で制度を  
求めましても、実行が困難になることが想定されるということ  
から、まず、さらなる効果の実証の努力と、それに基づきます  
関係者の理解を求めることが最優先されるべきということで整  
理させていただきます。

当面は国の支援と漁業者、遊漁者等からの協力金によりまし  
て、都道府県、公益法人等が中心となって事業を継続しながら、  
現行法で制度化されている放流効果実証事業の機能を十分に活  
用すべく実効面で強化するなどして、できるだけ早く、広く国  
民の理解し得る放流効果の実証を行うことが緊要であるという  
ことで、そのための具体的な推進方策をまとめてございます。

資源管理におきます推進の考え方ということで、海域におき  
まして、同種の天然資源と放流資源は一体となって分布、移動  
しているということで、これらの資源管理につきましては一体的  
に行われるものであるという整理であります。

なお、放流資源につきましては、生産・放流コストを要して  
おりますので、採捕する者にとって資源管理の重要性は一層強  
く意識されることは当然。こういった面から、資源管理型漁業  
の推進に際しましても、栽培漁業対象種の位置づけを明確にし

まして、関係施策の相互連携を深める必要があるという整理にさせていただきます。

2番目が効果の実証とPRの強化ということで、協力金方式の具体的な導入につきましては、それぞれ各地の実績・実情に合わせて各都道府県・公益法人等の自主的な創意工夫が基本ということで、具体的取り組みを促進するために、例えば幾つかのタイプの異なります地域を選定して協力金方式の導入に関するケーススタディを実施し、必要な条件整理を行うことで、各都道府県に対するきっかけづくりを行う必要がある。

さらには、放流効果実証事業によります放流効果の実証・普及に加えまして、漁業者だけでなく遊漁者等に対しましてもそういった実証をしながら、協力金に関する合意形成につながるような運用を図ることが重要である。

例えばということで、神奈川県で実施しております遊漁船の乗船者からのマダイ種苗放流に関する費用の任意の協力金制度導入に当たって、実際にアからウに記しておりますような条件整備があるということを上げてさせていただきます。

アといたしまして、そういった効果の実証のための効果調査とともに、遊漁船におきますマダイの釣獲量調査、それからプレジャーボートにおきます釣獲実態調査等も行いまして、漁業と遊漁全体合わせました採捕量・金額、それから放流魚の混獲率、回収率、受益の程度等をデータの的に推定をさせていただきます。

そういった結果につきまして、漁業者と遊漁船業者が参加する会合等で報告して、受益者の応分の負担といった考え方につきまして理解を求め、どの程度理解が得られるかについても、アンケート調査をやることによって意識を確認していただきます。協力金制度につきましても、事前に何回も各地での説明会、

それから広報誌やマスコミを通してのPRをやっているということでございます。

それから、漁業者と遊漁者からの費用負担の規模につきまして、実際上のマダイの種苗放流経費、それから神奈川県のカイロの栽培漁業協会としての負担分、これは補助金なり基本財産の運用収入等が充当されておりますが、そういった負担分を差し引いた金額を、データ上に基づきます漁業者と遊漁者の資源の利用程度に応じた割合による負担といった、非常に手間暇をかけながらデータに基づいて理解を得て、なおかつ妥当と思われる金額にしているといった実態があるということでございます。

3番といたしまして、海域ごとの連携と推進体制の強化ということで、東京湾、瀬戸内海などの複数の都道府県が関係する場合がありますけれども、こういうところでは協力金方式に対する幅広い範囲からの理解と協力を得る必要があるわけでございますが、こういった都道府県間の協力体制の推進、それからできるだけ各県の共通性を持った仕組みの導入が不可欠と考えられます。複数の都道府県等が足並みをそろえることが必要でありますので、放流効果の実証、それから漁業者や遊漁者の理解・協力の程度というものがそれぞれの都道府県間で共通化、平準化されることが必要でございます。そのために、複数の都道府県等が連携した共通の取り組みをやることを国が後押しする。そういったモデル事業を強化することが重要ではないかといった提言でございます。

全体的に申しますと、費用負担の方式として5通り考えられますけれども、現状では提言として協力金方式をいかに普及させて、確実なものにしていくか。そのために、当面そういった協力金方式がきちっとできるように、放流効果の実証をさらに

強化する。それから、国民全体へのPRを強化する。さらには、数県の都道府県にまたがる場合が多うございますので、各県が足並みをそろえるようなモデル事業をやればいいのではないかとといった全体の提言になってございます。

以上、費用負担のあり方についての中間とりまとめ(案)ということでございます。一応、検討会の方ではこれで中間とりまとめということで、検討会としては(案)がとれております。

以上、協議事項ということで、こういった内容につきまして御意見をお伺いしたいと思えます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

検討会の中間とりまとめを、ここで言いますと、3、費用負担のあり方の検討、これは5つの方法が上げられていますが、その中で当面の費用負担のあり方についてというわけで、方法5の協力金方式を提言されているわけですが、費用負担のあり方を中心として御説明がありました。御意見、御質問がありましたら。

植村委員。

植村委員 我々が常々浜で考えながら実施したり、あるいは参考にしたりすることができるいろいろな問題を克明に検討された。井貫課長さんの報告を聞きながら、栽培養殖課長として非常に妥当な進め方をされているんじゃないかなと。結論はまだ先になると思えますけれども、先ほど漁港の分科会においても若干その問題が出ましたので、こちらの資源の方で検討されておるんじゃないかというお話は申し上げたところでございますが、大変御苦労さまでした。

そして、我々はこれから放流資源とあわせて、天然資源をどのように水産庁が扱っているかという問題に対し、深い関心を

持っているわけです。天然資源のあり方についても、我々漁業者はこれを育てるという義務があると思っております。したがって、天然資源を保護・育成するという立場では、漁業者のほかに水産庁あるいは県の漁業の許可のあり方にも大きな問題がかかっている。これがはっきりしないと、水産基本法にうたわれておる、資源の持続性に大きなダメージを与える。

この考え方を水産庁がきっちりと整理して、来年度の許可内容の際に当たっていただきたい。そのことが我々業界としては、放流資源と天然資源のあり方というものに対して、水産庁が一方でははっきり非常に追求した形で出てきておりますから、許可内容についても、そのことを念頭に置いた許可作業をしていただきたいということを申し上げておきます。

小野分科会長 そのほかに御意見、あるいは御質問ございますか。

島委員。

島委員 費用負担のあり方についてということで、当然この作業はされた上での御報告だと思っているんですけども、この問題に関しては神奈川県に関してはこういう事例が1つありますが、各都道府県においては考え方をいろいろ持っていると思うんです。それぞれの地域の漁業の実情を踏まえて考え方を持っていますけれども、なかなかそれはまだ表に出てきているものではないでしょうが。

いろんな考え方が恐らくあると思うんですけど、その辺、例えば後ろの方には費用負担の導入状況という資料がありますが、そうじゃなくて、この問題について都道府県がそれぞれどういう考えを持っておられるのか。この辺はいろいろアンケートというよりも、県のお考えというかアイデアも含めてですけ



ど、これに対する考え方は十分取り込まれて検討されておられるかどうかかなと思って。ちょっとお伺いしたい。

小野分科会長 各県の意見はどのようになっているかということですが。

井貫栽培養殖課長 実はこの検討会を開きます前に、栽培漁業の基本方針を平成12年にやっておりますが、その前に3年間ぐらいかけまして、各県からいろんな意見を聞きながらやっております。

その中で特に費用負担につきましては、ヒラメ、マダイ等については実際上の協力金を漁業者からいただいている例がだんだん多くなってきておりますし、そんな中で遊漁者からどうしていただくかというのが、先進的な事例として神奈川県にあるということで、各県とも注目しているところです。そういったことを踏まえまして、今回の形に整理をさせていただいているということでございます。

この検討内容につきましても、各県に適宜情報を流して、意見を受けながらやっております。ですから、各県の考え方もこの中にほとんど盛り込まれていると理解しております。

小野分科会長 そのほかに御意見、御質問ございますか。

佐藤委員。

佐藤委員 私は内水面からここへ出させていただいているわけですが、ちょっとひっかかると思いますか、10ページの方法1、費用負担のところなんです、下から3行目のところに、「海面の場合、内水面に較べて範囲が広いため、遊漁料の徴収云々で、コストが膨大になる」。内水面はいとも簡単にやっているというような認識だと、私は大変不満足です。

御承知と思うんですが、監視、チェックが非常に大変な労力

を必要とする。特に渓流域ですと分水嶺まで行かないとチェックできないということもあります。これがちょっとひっかかった点で申し上げたい1点であります。

それから、前段で疾病あるいは遺伝的多様性云々とある。これも非常に内水面としてもいろいろな面から指摘も受け、この対応に追われているところでもあります。

それからもう1つは費用負担のところなんですが、いろんなことをお考えになって検討されているわけですが、対象を今のところ漁業者と遊漁者から徴収をとお考えのようですが、私どもを含めて、遊漁にかかわる産業がございます。と言えおわかりと思うんですが、この業界は大手の小売業では600億、700億といった売り上げ、総体的には数千億になるだろうといった産業があるわけでありまして。遊漁が盛んになれば、この産業もどんどん発展していく。現在発展しているわけでありまして、こういったところも費用の負担をしていただくような、結果として遊漁者の方にツケが回るかもしれないけど、こんなこともひとつ対象にお考えになったらいかがかなと思うわけでありまして。

このほかにもありますが、時間の関係もありますので、以上、ちょっと頭をよぎった点だけ発言をさせていただきました。

小野分科会長 方法1、内水面側からの御意見ですが。

井貫栽培養殖課長 表現上、若干内水面が楽しんでいるような表現になってございます。私どもの方も当然内水面の振興も携わっておりまして、特に渓流魚関係では遊漁料の徴収そのものの費用が非常にかかることは承知しておりますし、内水面は難しい面が多いということでございます。

今回の場合は海面をメインに考えさせていただきまして、内

水面の場合でも、例えばとも釣りのアユを売るところと一緒に徴収するといった面もございますし、例えばそれを海面で言いますれば、遊漁船に乗る場合に徴収すれば同じようなレベルで簡単でございますが、いかんせんプレジャーボートで勝手に出てというとまた語弊がありますが、個人的な動きが非常に多い。

それから内水面の場合、特に河川は割と線上である。ところが海面は非常に面的であるといったところもあります。そういった点で、これも制度ができて定着すればということも考えられますが、特に内水面が簡単であるという前提での表現ではございませんで、海面が非常に大変だということを整理してございます。その辺は御容赦願いたいと思います。

それから、使用する釣り具等の方で費用を徴収するといった面についてでございますが、この辺は方法3ないし4、どちらかと言うと方法3の中の税としての徴収をどの時点でとるかといった議論というふうに考えておりました、そういった点でどの時点でとるかといったところまではまだ整理をしてございません。当然そういったことも考えられるという前提で議論をまとめておりますので、その点御理解願いたいと思います。

小野分科会長 よろしいですか、特に。

それでは西橋委員。

西橋委員 今の日本の遠洋の現状、世界の現状を考えると仕方がないことだと思えますけれども、栽培漁業も大変結構なことであり、今後とも発展させていかなければならないかと思えますが、その分というんですか、それにも増して天然資源の保護・育成が私は一番大事なんじゃないかなと思います。

といいますのは栽培漁業の場合、やはり環境問題が伴ってくるのではないかなと思っております。現にあちこちを見て参り

まして、えさが沈んで汚泥となり育成にどうなりこうなりということもいろいろと言われておりますし、やっぱりつくり、育てる側の環境の整備も大変大事なことになってくるのではないかなと思っております。

それから、今問題になっております遊漁者のマナーは、ここでは審議すべき問題ではないと思うんですけども、例えば、稚魚を釣ってしまった場合にそれを放置してある。海に返せばいいものをそのまま陸に揚げたままにしてあって、それがとてもたくさんあって、ある漁場では遊漁者を締め出すようなことになっているということも聞いております。遊漁者のマナーももっともっと追及されるべきであり、それに対しては費用の負担はうんととってもいいんじゃないかなと私は思っております。

一方私たち消費者にとっては、捕獲した魚がそのまま私たちの食卓の値段へのはね返りになるのではないかなと思っております。まして、税の負担に対しても、ちょっと疑問に思っているところです。

井貫栽培養殖課長 お答えになるかどうかちょっとわからないんですが、天然魚、栽培放流魚ともに、当然環境が大事ということは前提でございますし、当然いい環境のもとで天然資源なり放流資源を一括して管理するという努力が必要であると認識しております。

それからマナーの点につきましても、遊漁者、漁業者含めまして、マナーをいかに向上させるかといったところ、一つの資源管理の動きの中、それから遊漁者とのいろんな協議の場の設定ということで、徐々にではございますが、努力はなされていると理解しております。

それから、値段にはね返るのではないかという御心配でござ

いますが、その辺はどういう形で負担をすればいいかというところでございます。現状、いわば税金で負担している部分が非常に多うございます。その税金も最近いかに国費を少なくするかといった面もございますので、それを国民一般からいただいた税金で賄うのがいいのか、それよりも幾らかでも受益者からできるだけいただいた方がいいのか。そういった議論の中での整理でございますので、直接値段にはね返るという議論ではないと理解してございます。よろしく御認識を。

小野分科会長 二村委員。

二村委員 ちょっと言葉の用語というか、勉強させていただきたいんですが、10ページのライセンス制の導入の最初のパラグラフのところなんですけれど、水産資源というのは天然、栽培両方含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。

井貫栽培養殖課長 放流魚につきましても、放流した時点で天然魚と同じ扱いになるという整理でございます。

二村委員 「無主物とされてきたが」と過去形になっているのは、これはもうこうじゃないということですか。

井貫栽培養殖課長 現在進行形です。されてきたということで、今もされているということで、過去形ではございません。

二村委員 そうすると、その次のアメリカの「国民全体の財産」というのはわかるんですけど、次のページになって、「我が国においても、魚の所有権の問題でなくて、国民全体の財産であり」と、我々の解釈も国民全体の財産という解釈でよろしいんですか。

井貫栽培養殖課長 意識的にはそれで、無主物というのは所有権がないということでございますから、全体の財産ということとは、結局裏返しとして考えれば同じことであるわけですね。

そういったどちらの整理をするかということでございます。

二村委員 そうすると、栽培漁業にかかわる費用の負担のあり方の前提として、栽培漁業を含めて国民全体の財産であるという解釈でいいわけ。

井貫裁培養殖課長 そういう整理をしたいんですが、実際上は無主物だと、だれが自由にとってもいいんだという意識の方が強うございまして、全体の財産なんだからみんなで費用をかけてでもきちっと管理をしようというところまで、まだ至っていないというので、若干の意識を入れてあるところです。

二村委員 そうすると終わりの方で、「費用徴収が可能になるとの考え方もある」と。「も」がそういうことになるわけですか。

井貫裁培養殖課長 はい。

二村委員 わかりました。

小野分科会長 そのほかにもございませんか。

矢野委員。

矢野委員 先ほども御意見出ましたように、疾病の問題はこの文章を見ましても相当増えているということもありますので、やはりこれは消費者の立場からいっても非常に気になることで、この辺の調査・研究がどこまで進んでいっしやるのか。また、何かデータの的なものがあるになればぜひ教えていただきたいなと思います。

それから生態系への影響については調査・研究といっても、相当長期間かかるとは思いますけども、これも引き続きぜひ調査していただきたいと思います。

それと今の10ページのライセンス制の導入のところ、アメリカやカナダの例が出ているんですけども、州政府に料金

を支払ってライセンスを受ける制度ということなのですが、これをどういうふうに管理されているのか、実際ライセンスをとっているかどうか、どのように現場でチェックをするのかとか、徴収の方法とか、相当参考になる場合があるんじゃないかなと思うんですが、この辺もちょっと詳しく伺いたい。

それと遊漁者の問題というのは、現場の漁業者の方々も相当御苦勞をされていらっしゃる御意見も伺います。広報という形がすごく重要だと思うんですけども、いろんなやり方があると思うんですが、一つのアイデアとしてはテレビの番組とか、それから映画がありますよね、『釣りバカ日誌』ですか。例えばそういう、当然遊漁者の方々をごらんになるテレビ番組とか、そういうものも何かうまく活用方法と伺いますか、協力していただく方法がないかなというふうに、ふと思いました。

以上です。

小野分科会長 広報、それからアメリカのシステム、あとほかに幾つかありましたけども。

井貫栽培養殖課長 まず最初の疾病の問題でございますが、養殖におきましては全体、特に魚類養殖の場面で大体5%から7%の被害が魚病によってもたらされているという状況がございます。

種苗生産の場におきましては、病気が発生しましたらすべからく処分をして、また水槽も消毒し直して最初からやり直すといった形がとられております。そういった養殖におきますデータのものはございませんけれども、最近になりましていろんな新しい病気が発見されてきておりますし、特にウイルス性の病気が増えているということで、一部ワクチンによる対処も考えながらやっております。

特に 種苗生産の場におきましては、ワクチンによる予防は考えられるんですけども、薬による治療はまず考えられないものでございまして、水槽等の環境をいかによくするか。それからウイルスなり細菌を持ち込まないように、親魚等からチェックをいたしまして、病気を持っている親魚は一切使わないようにしておりますし、今ワクチン等の研究もやっているといった状況でございます。

それからライセンス制の実際でございますけれども、貸しボート屋さんのところとか釣り具屋さんところに、それぞれ州政府が発行するライセンスを出す代理業務を行っているということでございますし、その費用によって、例えばライセンスを持たずにやっている人間がないかといったことを、レンジャーといいますが、監視人が時々監視しながらチェックしておりますが、そういったチェックの費用、それから一部放流をしている部分もございまして、そういった放流費用に充てているというふうに聞いてございます。

それから遊漁者へのPRにつきましては、この辺が非常に不十分じゃないかという反省が今されておりますが、最近になりまして、特に学校の教科書等でも非常に栽培漁業等取り上げられておりまして、資源管理、それから魚の幼稚仔の保護・育成の大事さ等をPRすると同時に、そういった栽培漁業をやっているといったPRは、以前と比べれば相当多くなってきているんですが、そういった教科書以外のPRは非常に不十分な面がございまして、その辺を今後強く推進していくべきだというのを、ひとつ提言にも盛り込まれているところでございます。

小野分科会長 そのほかに。

島委員。



島委員 もう1点だけ、簡単ですけれども。この流れはよくわかるんですけど、プレジャーボート等を含めての未組織の遊漁者を組織化させていくというあたりの、その辺のあれは、いろんな広報活動の努力はもちろんわかるんですが、かなりの部分が未組織ですよ。これに対する組織化という動き、仕組みというか、その辺は何か方法があるものでしょうか。

大石沿岸沖合課長 遊漁者対策で、あるいは漁業以外の問題で一番難しいところはそこでございます、組織化されているものについてはそれなりのいろんな事業をやっておりますけれども、未組織の遊漁者に対してはなかなかそこら辺が進んでいないというのが実情でございます。各都道府県なりでいろいろ努力はしていただいているという段階でございます。

小野分科会長 そのほかに。

吉武委員。

吉武委員 済みません、本題と関係ないんですけど、先ほどの無主物の問題ですが、ここで法律屋さんは私だけかもしれないので、簡単なアイデアの問題なんです。

一般的に、よく無主物先占になるかどうかということで、よく授業で課題でやるのは、ゴルフ場の池に打ち込まれて忘れ去られたゴルフボールは無主物先占になるか、占有離脱物横領なのか、もしくは窃盗なのかといった問題があります。それからあと、例えば空気とか電気を盗んだ場合は、他人の所有物をとらないと窃盗にならないんですけども、空気とか電気をとったら窃盗になるかというのがああるんです。

両方の答えが共通したところがありまして、例えば東京電力が管理している電気を勝手に電線からとると窃盗になる。それから、他人がエアコンで冷やした空気を、そこからただでとっ

てしまうとこれも窃盗になるんじゃないかというアイデアがあります。

先ほどのゴルフボールの話ですけれども、ゴルフ場の池に打ち込まれて、もうプレイヤーがあきらめて帰ってしまったボールは、私なんかは無主物だと思って拾ったらとって帰ってますが、これは実はゴルフ場が管理しているという状態にある限りにおいては、他人が管理しているものをとっていくと、一応窃盗になるという発想らしいんです。

それで考えると、栽培漁業というのは一応栽培している方たちが管理しているものですから、管理可能なものというか、ある意味で管理しているものをとっていくというのは、もちろん他人の所有権というか、厳密に言えば漁業権の侵害になると思うので、そういう点で当然のことながら、管理しているものを勝手にとっていかれる理由はないんじゃないかと私は考えたんですけども、外れていたら済みません。

井貫栽培養殖課長 そういった点につきましては、検討会の名簿を一番最後につけてございますけども、最後に書いてあります一橋大学の山田先生、それから立教大学の前田先生等の専門家の先生の御意見を伺いながらやっております。

特にその中で放流魚につきましても、きちっと標識をつけて、しかも管理をしているんだということが誰にでもわかるような形であれば、所有権を主張できるんじゃないかといった議論とか、それから養殖しているコイが逃げた場合にそれをどうできるのか。ただそれも、養殖していたコイだという所有権をはっきり明示するような形になってなければ、所有権の主張は難しいんだろうなという議論をなされております。

その辺は、どこまで現実的にできるかどうか次第だなという

ところで、ここでは文章的には簡単に整理してございます。そういった議論はされた上での整理になってございますので、御理解願いたいと思います。

小野分科会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

栽培漁業の問題はなかなか難しいというか面倒な問題が多々あると思うんですが、この報告書で原案どおり了承してよろしいでしょうか。特に何かございませんか。強い御意見もないようなんですが。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それじゃ、了承と決定いたします。よろしいですね。

それでは栽培漁業の問題は終わりました、協議事項はこれで終わります。

### 漁船の推進機関の馬力数の見直しについて

小野分科会長 次に、報告事項に入らせていただきます。

「漁船の推進機関の馬力数の見直しについて」、報告をお願いいたします。

中尾管理課長 管理課長でございます。

資料6をごらんいただきたいと思います。漁船法に基づきまして、動力漁船につきましては性能基準が定められております。この中で、漁船の馬力数もその基準として定められているわけですが、昨年再改定されました政府の規制緩和3カ年計画の中で、エンジンの出力算定方法の改善が盛り込まれまし

て、これに基づきまして漁船のエンジンの性能評価を見直すことといたしました。

資料の1に書いておりますのは、漁船法施行規則の一部改正でございます。これは漁船のエンジンの性能評価につきまして、従来は排気量等に基づいて算出する方式、括弧の中に $C \times D \times N$ とございますが、シリンダーの直径なりシリンダーの数などから算定をしているところであります。

しかしながら、漁船機関の技術革新とともに、実際の出力との間で乖離が出ておりますことから、実際の出力を反映し、かつ国際的な基準に合致する指標であるキロワットを単位とする計画出力で表示する方式に変えようということがございます。

それから2番は、この改正に伴いまして、漁船法3条に基づき定めております基準の馬力数の数値を、従来の数値からキロワット単位の計画出力に読みかえようというものでございます。

次のページを見ていただきますと、まず施行規則の方でございますが、右側の現行については今申し上げました計算方法がございまして、実は「附録第一」というところで非常に細かく基準が定められておりますが、改正後は計画出力を基本として評価することになっております。

その3枚ほど後になりますけれども、性能基準の実際の改正でございますが、動力漁船の性能基準を定める件というところに別表第四というのがございまして、例えば現状で申しますと、トン数ごとに馬力数が定まっておりますが、これを左側にありますような、キロワット単位のものに見直しをしていくということでございます。

これらの改正につきましては、漁船法の改正の施行期日であ

ります来年4月1日をもって施行制度を考えております。

経過措置といたしまして、この施行日前の漁船あるいは推進機関につきましては、従来の基準でいくということでございます。評価の仕方が変わるわけでございますが、実際の出力につきましては、現在の馬力数に対応するキロワット数がこの中で対応できるようになっておりますので、単位が変わるというように御理解いただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの御説明について、何か御質問とかございますか。

単位をいわば換算するという事で、特別に内容的な変化はないのじゃないかと思えますが。

これは報告事項だけですね。別に決めることじゃありませんが、質問、御意見はございますか。

なければ、報告事項はこれで終わりたいと思えます。

## そ の 他

小野分科会長 その他に入らせていただきますが、直接本日の議題に関係のないことでも、委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思えますが、何かございますか。

吉岡委員。

吉岡委員 実はお願いがあるわけでございます。10月に日韓の暫定水域で一部合意を見たわけでございます。今付近におきまして、先日来操業いたしておったわけでございますけれど

も、実は韓国のかごなり刺し網が随分とはんらんをいたしておりますまして、非常に操業しにくい、できないという漁場が実はあるわけでございます。

当然、今回のそうした合意の場所につきましては暫定水域でございますので、そこらの見解が、果たしてどういうふうな解釈をすればいいのか。これは双方が国同士で民間で決めた場所でありまして、政府間で何とかそういうきちっとした話し合いができるなら、今後の問題として非常にスムーズにいくんじゃないかと思うわけでございます。

一番の悩みは、少なくとも日本側は12月31日までが操業可能でございます。また、1月1日から3月20日までは韓国側が操業いたしますので、漁期が終了しましてからとなりますと、また問題が実は起きるわけでございます。

そういう点で、水産庁としてどのようなお考えをされようとしておりますのか、もしできますならば国としての見解をお示しをいただきたいなと思うわけでございます。

小野分科会長 暫定水域の、それはかごの残っているやつですわね。

吉岡委員 かご網ですわね。

小野分科会長 かご網のね。

大石沿岸沖合課長 暫定水域に、向こうがあけるといふ約束のところの話でございますわね。

吉岡委員 今回合意ができました部分につきましては、暫定水域の12月まで日本側が操業する。正月以降は韓国が操業するということで、一応合意できたわけでございますけれども、その場所でございますまして、また期間内で清掃しなきゃならんという、非常にせっぱ詰まった日数でございますが、そこらをど

ういうふうにお考えをされようとしておるのか。

大石沿岸沖合課長 我が国のE Zの中で、違反漁具あるいはやってはならない漁具等が放置されておれば撤収することができますが、暫定水域の中で、これは我が国の法令等に違反してやっているということにはなっておりません。というところが非常に難しい問題でございます。

そういう意味では、韓国と日本側で撤去するという約束になったわけでございますけれども、それをやっていないとは言いながらも、所有権は向こうの方が持っているんだらうと思います。これはまた来年の大きな課題になると思いますけれども、そういう放置された漁具等についてどう扱うのかということを経済協議なり、あるいは国でやるのか、その辺はまだいろいろ検討が必要であると思いますが、そういう判断をしていかなければならないんじゃないかなと思います。

吉岡委員 再度御質問させていただきますけれども、少なくとも暫定水域でありまして民間同士で合意ができております以上は、私はお互いが権利があるんじゃないかなと、実は思うわけでございます。少なくとも12月までは民間で合意ができておるわけですから、私は日本に権限があるんじゃないかなと、あるいは正月以降については向こうの権限でございますから。

放置しておるんではなしに操業して切られたり、自分たちの落ち漁具なんです。一番困りますのは、刺し網なんか、底へ置いてございましてすべてがリール巻きでございましてから、異常に網が巻きついちゃってこれぐらいになっちゃうわけですね。だからリールを巻けないわけです。巻けないから、包丁で網を全部切ってほかさないとリールを巻けない。それに

半日ぐらいかかるとか、それ以上かかるという場所も実はあるわけです。

ですから、せっかくの合意できた場所が、そういうもののために操業できない海域があるわけでございます。そこで私は再度繰り返しますけれども、やはり民間で合意できたものはお互いに政府が認知をして、きちっとした強い態度で、操業できるものならできる、させようということを、私はちゃんとやっていただきたいなと思うわけでございます。

中尾管理課長 実はきょう現在日韓協議をやっておりまして、担当のスタッフがソウルに行っております。

それで暫定水域の取り扱いにつきましては極めて微妙なところがございまして、民間協議の中でそのルールを決めていく。ただ、民間だけの協議でなかなかちが明かないところについては、日本側からしますと、やはり政府も一定の役割を果たすべきではないかということを再三にわたりまして、従来の日韓協議の中で韓国側に申し入れておるわけでございます。

韓国側の対応は、暫定水域のことについては基本的に民間でいくべきであるということで、日本、それから韓国両国の協議というものが、なかなか整っていかないという状況がございします。

現在、そのことについてこうするのだという方針がなかなか決め切れないわけでございますが、きょうお話にありました点につきましては、また今後の韓国との交渉の中で、御指摘を踏まえた形で検討させていただきたいと思えます。

小野分科会長 この点については、一応これでよろしいですか。

吉岡委員 はい。



小野分科会長 それでは、そのほかの点で。

寿崎委員。

寿崎委員 きょうの会議とは直接関係ないわけですが、この後一斉切りかえの小委員会が開かれる予定になっておるようですが、それに関してちょっとお願いをしたいと思えます。

現在、大中巻きなり沖底の枠組みというのは、昭和30年代にされたものが大体踏襲されておると思うんです。その後、沿岸漁業者も沖合漁業者も操業実態が、特に沿岸漁業者の操業実態は大きく変わっておりまして、漁場なり対象魚種あたりの競争が生じまして、沿岸漁業者と沖合漁業者とのトラブルが上がっております。

特に魚種あたりが、中巻きなり沖底の漁業される魚種組成あたりも変わっておりまして、沿岸漁業者の魚種と非常に競合して資源的に圧迫を加えておるという現状もございますので、今度の切りかえに際しましては、ここら辺を十分踏まえた改正をしていただきたい。両者が共存できるような、トラブルの起きないような基本方針を出されるようになっておりますが、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

小野分科会長 一斉更新について、沿岸漁業者側からの要望というか御意見ですが。

大石沿岸沖合課長 一斉更新は沖合漁業と普通一般に言われますが、国の指定漁業についての切りかえでございます。今おっしゃいましたように、禁止区域なり操業区域の設定が昭和30何年という非常に古いものになっているのも事実でございます。

ただその後、沿岸漁業も大型化し、沖合漁業も機械化され、電子化され、1隻当たりの漁獲能力が両方とも非常に大きくなったということで、従来は沿岸漁業、沖合漁業はある程度漁場を分けた格好で操業されていたこともあったわけですが、最近は非常に近づいてきたということもございます。

ただ、だからどちらかを抑えるということだけではなく、我々としては現場で問題が生じないで、お互いに仲よく共存しながら漁業生産を上げるということが、一番あるべき姿であろうと思います。なかなかそうとばかり言えないところもございますけれども、できるだけ余り問題を起こさないようには考えておりますが、競合しながら、というのは、漁業法自身もそういう考え方にも立っておりますし、我が国の国民に水産物をいかに供給するかということもございますので、余り問題を起こさないようにしながら、共存できるような一斉更新を目指していきたいと思っております。

小野分科会長 よろしいですか。

そのほかに御質問、御意見ございますか。

なければ、以上をもちまして、今日のすべての議事は終了いたしました。

次回の資源管理分科会は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正」、それから「独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、以上2つを議題として2月に開催する予定になっております。よろしくお願いいたします。

どうも本日は長い間ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

13水審第31号  
平成13年11月29日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会  
会 長 小 野

征 一 郎

平成13年11月29日(木)に開催された水産政策審議会第4回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第10号 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令  
並びに指定漁業の許 可及び取締り等に関する  
省令及び承認漁業等の取締りに関する省 令の

一部改正について

諮問第 11 号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正について

諮問第 12 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る公示並びに当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について